

平成 1 8 年 度
社会教育主事講習 [A]
実 施 要 項

期 間 平成 1 8 年 7 月 2 4 日 ~ 8 月 2 5 日

主 催 国 立 教 育 政 策 研 究 所

平成18年度社会教育主事講習 [A] 実施要項

1 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省より委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施するものです。

2 主 催

国立教育政策研究所

3 対 象

社会教育主事講習等規程第2条の各号の一に該当する方が対象です。

4 定 員

120人

5 期 間

平成18年7月24日(月)～8月25日(金) 33日間

6 会 場

(1) 主会場

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-43

電 話 03-3823-0241 (内線604)

03-3823-8420 (直通)

F A X 03-3823-3008

(2) 宿泊研修会場 (平成18年8月17日(木)～8月18日(金))

独立行政法人国立中央青年の家

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092-5

電 話 0550-89-2023

F A X 0550-89-2025

*必要経費

食事代：2,150円(8月17日昼食～8月18日昼食)

(朝食：400円、昼食：550円、夕食：650円)

シーツ代：160円

(3) 選択による現地研修会場（平成18年8月11日(金)）

(a コース)

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

埼玉県川越市立博物館

〒350-0053 埼玉県川越市郭町2-30-1

(b コース)

東京都江戸東京博物館

〒135-0015 東京都墨田区横網1-4-1

東京都多摩市立関戸図書館

〒206-0011 東京都多摩市関戸1-1-5

(c コース)

東京都港区生涯学習センター

〒105-0004 東京都港区新橋3-16-3

東京都府中市いきいきプラザ

〒183-0033 東京都府中市分梅町1-31

(d コース)

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7

神奈川県横浜市青少年交流センター

〒220-0032 横浜市西区老松町25

(e コース)

東京都千代田区昌平童夢館（昌平小学校）

〒101-0021 東京都千代田区外神田3-4-7

神奈川県立地球市民かながわプラザ

〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1

(f コース)

東京都杉並区中央図書館・読書の森公園

〒167-0051 東京都杉並区荻窪3-40-23

東京都羽村市生涯学習センターゆとろぎ

〒205-0003 東京都羽村市緑ヶ丘1-11-5

7 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師
別表1のとおり

8 日程
別表2のとおり

9 受講申込み手続

(1) 受講希望者は、次の関係書類を添えて、勤務地の都道府県教育委員会に提出してください。

なお、公務員以外の者は、住所地の都道府県教育委員会へ提出することもできます。ただし、独立行政法人国立青年の家、国立少年自然の家に勤務する者で、都道府県教育委員会との人事交流により採用されている職員については、派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。

- ① 受講申込書（様式1）
 - ② 受講資格を証明する関係書類
 - a) 卒業証明書
 - b) 教育職員の普通免許状の写又は教育職員免許状授与証明書
 - c) 所属長が証明する勤務証明書（様式2）
（社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者）
- * 関係書類が写の場合は、所属機関又は推薦機関の原本証明が必要です。
- ③ 単位修得認定申請書（様式3）（該当者のみ）
（講習の科目代替については、同実施要項「11 科目代替について」を参照）
 - ④ 単位修得証明書（様式4）（該当者のみ）
（講習の分割受講については、同実施要項「10 分割受講について」を参照）

(2) 都道府県教育委員会は、前項の受講希望者について受講資格の有無を審査し、資格があると認めた場合には、前記書類に必要事項を記入した推薦書（様式5）を添えて、平成18年6月20日（火）[必着]までに国立教育政策研究所社会教育実践研究センターあてに送付してください。

なお、受講希望者が2人以上の場合は、推薦順位を記入してください。

10 分割受講について

講習においては、科目ごとの分割受講のほか、年度を超えての分割受講を認めます。ただし、一つの科目を分割受講することはできません。

なお、既に他機関で社会教育主事講習の一部科目の単位を修得し、その科目の受講免除を希望する場合は、「単位修得証明書」（様式4）（写でも可。ただし、所属機関又は推薦機関において原本証明が必要）を提出してください。

11 科目代替について

(1) 次に掲げるものについては、「社会教育特講 3単位」の単位修得に代替することができます。

- ① 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター又は国立教育会館社会教育研修所における以下の講座等の修了
 - a 「博物館職員講習」
 - b 「図書館司書専門講座」
- ② 放送大学における社会教育主事講習の科目に相当する科目の修得
- ③ 文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了

(2) 大学において社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した者は、これをもってこの講習におけるそれぞれの科目の単位修得に代替することができます。ただし、「生涯学習概論」についての科目代替は認められません。

(3) 科目代替を希望する受講希望者は、「単位修得認定申請書」（様式3）に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の単位修得証明書、研修講座の修了証書等を添付してください。

なお、添付する証明書類については、写でも構いません。ただし、所属機関又は推薦機関の原本証明が必要です。

12 受講者の選定及び決定の通知

国立教育政策研究所は、社会教育主事講習運営委員会の意見を基に受講者を選定し、その結果を推薦のあった都道府県教育委員会に通知するとともに、受講者本人にも決定を通知します。

13 修了証書

社会教育主事講習等規程第3条にの規程により、この講習において9単位以上の単位を修得した者に対しては、受講終了後、修了証書を授与します。

なお、修得単位が9単位に満たない者にあつては、修得した科目の「単位修得証明」（様式4）を交付します。

14 受講に要する経費

受講に要する経費（交通費、食費、宿泊費等）は、受講者側の負担とします。

15 持参品

- (1) 印鑑（認め印でよい）
- (2) 運動着・運動靴（宿泊研修での体育館用）、健康保険証
- (3) 『生涯学習・社会教育行政必携—平成18年版—』
- (4) 勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する資料（社会教育演習「事業計画立案の実際」で使用します。）

16 松戸宿泊施設の利用

本講習の参加者は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター松戸宿泊施設を利用できます。この施設は当センターが主催する研修等の参加者に低廉で、かつ、研修に集中できる環境を提供することを目的に設置されているものです。ついては本施設の積極的なご利用をお願い致します。なお、施設の詳細は本センターホームページでご覧になれます。URLは、<http://www.nier.go.jp/jissen/matsudo/matsudo.htm>ですので参考にして下さい。利用希望者は、参加申込書に利用希望期間を明記してください。

なお、定員の関係上、利用できない場合がありますので、予めお含み置き下さい。

〈備考〉

①所在地 〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬442

②定員 55人 (Aタイプ5人・Bタイプ50人)

③施設使用料等

・ 宿舎使用料 (光熱水料を含む)

Aタイプ: 1人1泊 3,000円 (個室、洋室、和室、ユニットコンロ、
冷蔵庫、洗濯機、バス・トイレ付)

Bタイプ: 1人1泊 2,000円 (個室、洋室、冷蔵庫、ユニットバス・
トイレ付)

・ 雑費 (A・Bタイプ共通リネン代)

1人3泊まで	400円
4泊～7泊	490円
8泊～10泊	890円
11泊～14泊	980円
15泊～17泊	1,380円
18泊～21泊	1,470円
22泊～24泊	1,870円
25泊～28泊	1,960円
29泊～31泊	2,360円
32泊	2,450円

*例: 7/24チェックイン・8/25チェックアウトの場合 (32泊33日)

Aタイプ… 3,000円×32泊+2,450円= 98,450円

Bタイプ… 2,000円×32泊+2,450円= 66,450円

④食 事 食事の提供はありません。ただし、施設内の食堂に自炊器具を設置
しておりますので、各自の責任において利用することができます。

⑤持参品 洗面用具, ねまき, その他日用品

⑥交通費 JR常磐線 上野駅～松戸駅 (約20分) 片道290円

⑦入 所 開講式の前日から利用できます。

ただし、その場合は遅くとも18時までに入所してください。

⑧その他 ア) Aタイプの希望者が多数の場合は、抽選を行うこととします。

イ) 室内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行うようにしてください。

ウ) 松戸宿泊施設に関する問い合わせは、国立教育政策研究所社会教育
実践研究センター普及・調査係 (03-3823-8420) までお願いします。

17 その他

- (1) 実施要項についての問い合わせは、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター普及・調査係にお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、講習実施に関することについては、必要に応じて国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。
- (3) 社会教育実践研究センターの館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (4) 講習期間中の方が一の事故や怪我に備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期してください。